

# 経営発達支援計画に関する 認定申請ガイドライン

平成28年10月

中小企業庁経営支援部小規模企業振興課

V e r 1 . 0 平成 2 6 年 1 2 月 1 9 日

V e r 1 . 1 平成 2 7 年 2 月 2 5 日

V e r 2 . 0 平成 2 7 年 5 月 1 4 日

V e r 2 . 1 平成 2 7 年 8 月 1 1 日

V e r 2 . 2 平成 2 7 年 8 月 1 4 日

V e r 3 . 0 平成 2 8 年 1 月 5 日

V e r 4 . 0 平成 2 8 年 1 0 月 7 日

## 目 次

1. 経営発達支援事業の概要	1
2. 改正小規模事業者支援法に基づく支援イメージ	4
3. 経営発達支援計画の認定申請手続	5
4. 経営発達支援計画の記載上の注意点	18
5. 今後のスケジュール（予定）	30
6. Q & A	31
7. 問合せ先	38
8. 関係条文等	39



## 1. 経営発達支援事業の概要

### (1) 背景

人口減少等の我が国経済社会の構造的変化により地域の活力が減退し、地域経済を支える小規模事業者は需要の低下、売上の減少に直面しています。小規模事業者がその地域で経営を持続的に行うためのビジネスモデルの再構築を全面的にサポートする体制を全国的に整備することが喫緊の課題であり、地域ぐるみで小規模事業者を面的に支援する体制を構築するため、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第95号）が、平成26年6月に成立し、同年9月26日から施行されました。

### (2) 平成26年法改正の内容

#### ① 伴走型の事業計画策定・実施支援のための体制整備

商工会及び商工会議所が総力を挙げて小規模企業を応援していくため経営発達支援事業（内容は3ページ枠囲い中を参照）を経営改善普及事業の中に新たに規定し、商工会・商工会議所は、経営改善普及事業の一環として、経営発達支援事業を実施し、経営戦略に踏み込んだ支援を実施することになりました。

また、商工会・商工会議所が策定する経営発達支援事業についての計画（経営発達支援計画）を国が認定・公表する制度を創設しました。

#### ② 中小企業信用保険法の特例

商工会・商工会議所は、経営発達支援事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合には、商工会・商工会議所以外の者と連携して経営発達支援計画を作成することができます。連携主体が、一定の要件を満たした一般社団法人・一般財団法人（地域振興公社など）又はNPO法人の場合は、中小企業者とみなして中小企業信用保険法を適用します。

#### ③ 独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務追加

計画認定を受けた商工会・商工会議所の依頼に応じて、独立行政法

人中小企業基盤整備機構が、先進事例や高度な経営支援のノウハウの  
情報提供等を実施します。

### (3) 経営発達支援事業の内容

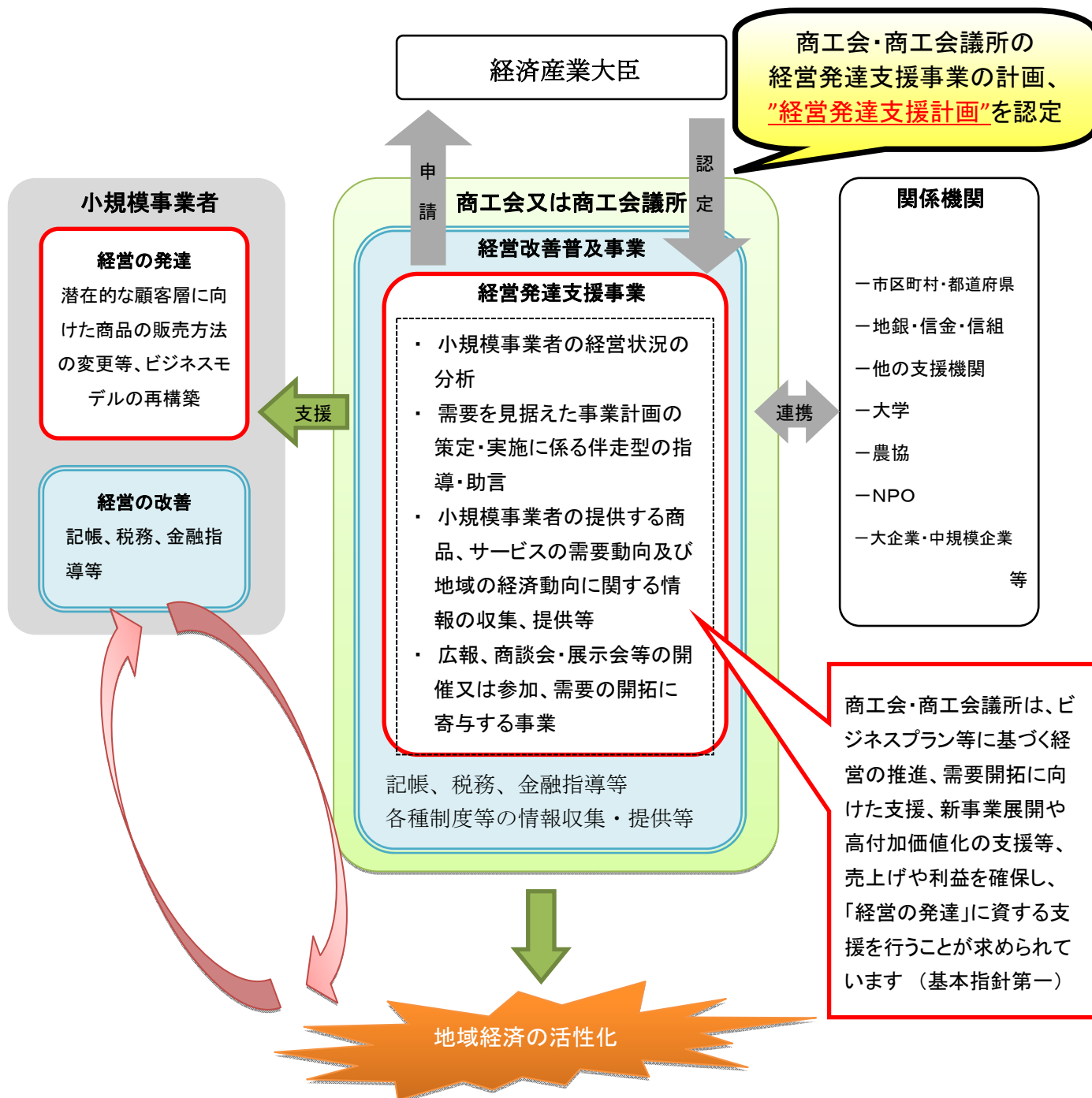
経営発達支援事業の内容は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号。以下「小規模事業者支援法」という。）第5条第1項各号の規定をもとに、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針（平成26年経済産業省告示第200号。以下「基本指針」という。）第二3.において、以下のよう定められています。

経営発達支援事業は、小規模事業者の事業の持続的発展に資するものとして、経営改善普及事業の中でも特に重点的に実施する事業であり、主として以下の各項目に掲げる、商工会又は商工会議所が実施する事業であって、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するものとする。

- ① 小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の内容、保有する技術又はノウハウ、従業員等の経営資源の内容、財務の内容その他の経営状況の分析
- ② 経営状況の分析結果に基づき、需要を見据えた事業計画を策定するための指導・助言、当該事業計画に従って行われる事業の実施に関し、必要な伴走型の指導・助言
- ③ 小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の需要動向及び各種調査を活用した地域の経済動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供
- ④ マスメディア、各種広報誌等による広報、商談会、展示会、即売会等の開催又は参加、ホームページ、ソーシャルメディア等のITの活用等、需要の開拓に寄与する事業

## 2. 改正小規模事業者支援法に基づく支援イメージ

【地域ぐるみで小規模事業者を面的に支援する体制】





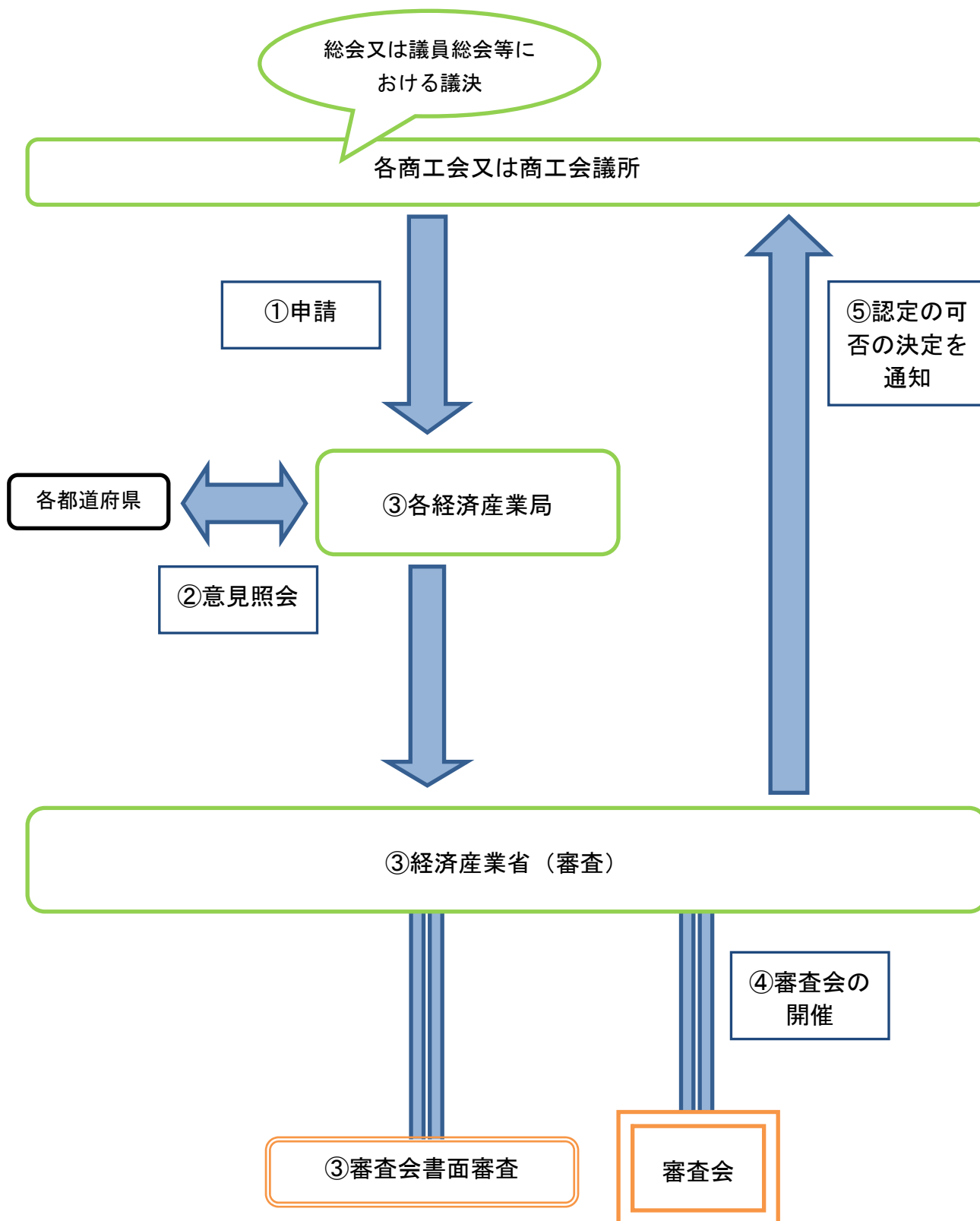
### 3. 経営発達支援計画の認定申請手続

#### (1) 申請手続の流れ

経営発達支援計画の認定申請を行う商工会・商工会議所は、以下の流れにより、申請手続を行ってください。

- ① 認定を受けようとする申請者は、総会又は議員総会等における議決を得た経営発達支援計画を申請書提出期間中に主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局に提出してください。
- ② 経済産業局に提出された経営発達支援計画について、経済産業局から各都道府県に対し、情報の共有及び意見の照会を行います（都道府県から意見が寄せられた場合は、審査の際の参考とします。）。
- ③ 外部有識者、経済産業省による書面審査を行います。ただし、審査基準に記載がある内容について、そもそも記載がされていない場合については、外部有識者による書面審査は行いませんので、記載事項チェックリストの各項目（P 13～P 15参照）について満たしていることを確認の上、申請してください。
- ④ 審査会を開催し、外部有識者による評価を行います。
- ⑤ 審査会における評価を踏まえ、経済産業大臣が認定の可否を決定し、その結果を申請者あて通知します。経済産業省は、認定した経営発達支援計画の公表を行います。

(2) 申請のイメージ



(3) 経営発達支援計画作成時の前提事項

経営発達支援計画は、以下の事項を踏まえて作成してください。

① 「経営発達支援事業の内容」に関する事項

- ※ 各経営発達支援事業の内容について、現状における課題とそれを具体的にどのように改善するかについて、説得的かつ明確に示すこと。
- ※ 本計画において取り組む内容について明確に示すこと。その際、各事業の実施に当たっての目的、手段、小規模事業者に対する効果、計画期間終了時までの目標等を具体的に示すこと。
- ※ 地区内の小規模事業者全体に対し、担当する職員数を踏まえ、どのように持続的発展に向けた事業計画づくりを浸透させていくのか、具体的な目標を定量的なものも含めて示すこと。なお、目標については、セミナー開催数などの「対多数」の指導数だけではなく、個別企業に対する指導数をベースに示すこと。
- ※ 複数の商工会・商工会議所が共同で申請した場合には、全体の事業、目標等に加え、各商工会・商工会議所ごとの事業、目標等についても示すこと。
- ※ 以下の基本指針第二3. の4項目6事業をすべて実施すること。

**【地域の経済動向調査に関すること】**

各種調査を活用した地域の経済動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供

**【経営状況の分析に関すること】**

小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の内容、保有する技術又はノウハウ、従業員等の経営資源の内容、財務の内容その他の経営状況の分析

**【事業計画策定支援に関すること】**

経営状況の分析結果に基づき、需要を見据えた事業計画を策定するための指導・助言

**【事業計画策定後の実施支援に関すること】**

事業計画に従って行われる事業の実施に関し、必要な伴走型の指導・助言

**【需要動向調査に関すること】**

小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の需要動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供

**【新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること】**

マスメディア、各種広報誌等による広報、商談会、展示会、即売会等の開催又は参加、ホームページ、ソーシャルメディア等のITの活用等、需要の開拓に寄与する事業

② 商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施する場合の連携に関する事項

※ 連携して事業を実施することにより、一層の効果が見込まれるものであること。

※ 連携の内容、役割等を具体的に示すこと。

#### (4) 認定審査の審査事項

経営発達支援計画の認定にあたっては、次のすべての事項を満たすもので、小規模事業者の経営の発達に特に資するものとなっているかどうかについて審査を行います。

##### ① 「経営発達支援事業の目標」に関する事項

- 商工会又は商工会議所の地域の総合的経済団体及び小規模事業者支援機関としての役割を踏まえ、地域内における小規模事業者の中長期的な振興のあり方を踏まえた上で目標を設定していること。
- 各地域の現状及び課題を示し、どのような方針で目標の達成に向けて事業を行うかを示していること。

##### ② 「経営発達支援事業の内容」に関する事項

###### 1. 経営発達支援事業の内容

###### 【地域の経済動向調査に関すること】

- 各種調査を活用した地域の経済動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供について、その目標、情報の収集、整理、分析及び提供を行う項目が妥当なものであること。
- 各種調査を活用した地域の経済動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供について、その手段、活用方法等が妥当なものであること。

###### 【経営状況の分析に関すること】

- 地域内の小規模事業者の実態把握について、その目標及び分析を行う項目が妥当なものであること。
- 地域内の小規模事業者の実態把握について、その手段及び活用方法等が妥当なものであること。

**【事業計画策定支援に関すること】**

- 経営状況の分析結果、経済動向等を踏まえ、需要を見据えた事業計画を策定するための指導及び助言について、その考え方、目標、支援対象、手段等が妥当なものであること。

**【事業計画策定後の実施支援に関すること】**

- 策定した計画の実施支援について、その目標、具体的な指導内容、頻度等が妥当なものであること。

**【需要動向調査に関すること】**

- 小規模事業者の販売する商品、提供する役務の需要動向に関する情報の収集、分析等について、その目標、情報の収集、整理、分析及び提供を行う項目が妥当なものであること。
- 小規模事業者の販売する商品、提供する役務の需要動向に関する情報の収集、分析等について、その手段及び活用方法等が妥当なものであること。

**【新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること】**

- 新たな需要の開拓に寄与する事業について、その考え方、目標、支援対象等が妥当なものであること。
- 他の支援機関等との連携を図るなど効果的な取り組みであると認められること。

**2. 地域経済の活性化に資する取組**

- 地域の多様な機関が参加し、今後の地域の方向性を関係者間で共有した上で、地域の魅力の特性を踏まえた観光振興等を含む地域のブランド化、にぎわいの創出等による地域経済の活性化に資する事業展開を図られるものであること。

### 3. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取り組み

【他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関すること】

- 他の商工会・商工会議所、支援機関及び専門家等と連携し、各地域の小規模事業者や需要の動向、支援ノウハウ等に関して情報交換するなどにより、新たな需要の開拓を進める基盤の構築が図られるものであること。

【経営指導員等の資質向上等に関すること】

- 経営指導員等の支援能力の向上については、記帳指導・税務指導といった従来の経営指導に必要な能力向上に加え、小規模事業者の利益の確保に資する支援ノウハウの習得が見込まれるものであること。
- 経営指導員等が習得した支援ノウハウ及び小規模事業者の経営状況の分析結果等を組織内で共有する体制の構築が図られるものであること。

【事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること】

- 毎年度、事業の評価・見直しを実施することについて示していること。
- 外部有識者の活用や、事業の成果、評価及び見直し結果について地域の小規模事業者が常に閲覧可能な状態にするなど、事業の評価及び見直しをするための仕組みの構築が図られるものであること。

③ 「経営発達支援事業の実施体制」に関する事項

- 組織体制について、事業を確実に遂行するために必要な体制、人員等を具体的に示していること。
- 小規模事業者が直接相談等を行うことができる部署等の連絡先を示していること。

④ 全体に関する事項

- 基本指針第二3. の4つの事業が連動していること。



## (5) 記載事項チェックリスト項目

審査項目に記載がある内容について、そもそも記載がされていない場合、外部有識者による書面審査は行いませんので、以下の記載事項チェックリストの各項目について満たしていることを確認の上、申請してください。

### 1. 目標

- ①地域内における小規模事業者の中長期的な振興のあり方を踏まえているか
  - 中長期的な振興のあり方について記載がある
  - 中長期的な振興のあり方を踏まえて当計画の目標が設定されている
- ②地域の現状と課題を示し、どのような方針で目標の達成に向けて事業を実施するのか
  - 地域の現状と課題について記載がある
  - 掲げた目標の達成に向けた方針が示されている

### 2. 地域経済動向分析

- ①目標及び分析を行う項目等は妥当か
  - 目標が記載されている
  - 情報収集等を行う項目が記載されている
- ②手段及び活用方法は妥当か
  - 調査・分析を行う手段・手法が記載されている
  - 成果の活用について記載されている

### 3. 個社の経営状況の実態把握・分析

- ①目標及び分析を行う項目は妥当か
  - 目標が記載されている
  - 情報収集等を行う項目が記載されている
- ②手段及び活用方法は妥当か
  - 調査・分析を行う手段・手法が記載されている
  - 成果の活用について記載されている

### 4. 事業計画策定支援

- ①目標、支援対象、手段等は妥当か
  - 支援に対する考え方が記載されている
  - 支援対象が記載されている
  - 目標が記載されている
  - 事業計画策定数が定量的に示されている
  - 手段が記載されている

## 5. 事業計画策定後の実施支援

### ①目標、指導内容、頻度等は妥当か

- 目標が記載されている
- 事業計画策定支援の対象事業者の全てを実施支援の対象としている
- 指導内容が記載されている
- フォローアップの頻度が記載されている

## 6. 個社の需要動向調査

### ①目標及び分析を行う項目等は妥当か

- 目標が記載されている
- 情報収集等を行う項目が記載されている

### ②手段及び活用方法は妥当か

- 調査・分析を行う手段・手法が記載されている
- 成果の活用について記載されている

## 7. 販路開拓事業

### ①考え方、目標、支援対象は妥当か

- 支援に対する考え方が記載されている
- 目標が記載されている
- 支援対象が記載されている

### ②他の支援機関と連携を図るなど効果的な取組であると認められるか

- 支援メニューを単に羅列するのではなく、事業の内容が具体的に記載されている
- 効果的な取組となるような工夫・改善が施されている

## 8. 地域経済活性化に資する取組

### ①今後の地域の方向性を関係者間で共有した上で事業展開が図られるものであるか

- 地域における関係者間で意識の共有が図られる仕組みが構築されている

## 9. 他の支援機関との支援ノウハウ等の情報交換

### ①他の支援機関との支援ノウハウの交換により新たな需要の開拓を進める基盤の構築が図られるか

- 情報交換を行う相手先が記載されている
- 情報交換を行う頻度や方法が記載されている
- どのような狙いを持って実施するのか、その考え方が記載されている

## 10. 経営指導員等の資質向上

### ①小規模事業者の利益の確保に資する支援ノウハウの習得が見込まれるか

- 研修事業等、職員の能力向上に関する取組が記載されている

なぜ、そのような取組を行うのか、その考え方が記載されている

- ②経営指導員が得た支援ノウハウ等を組織内で共有する体制が構築されているか  
組織内で共有する取組内容が具体的に記載されている

#### 11. 事業の評価・見直しの実施

- ①毎年度、事業の評価・見直しを実施することを示しているか  
事業の評価・見直しを年1回以上実施すると記載されている
- ②外部有識者の活用、見直しの公表など効果的なPDCAサイクルが構築されているか  
外部有識者が活用されている  
評価・見直し結果を公表することとしている

#### 12. 実施体制

- ①体制／人員等を具体的に示しているか  
体制及び人員について記載されている

- ②連絡先を示しているか  
連絡先が記載されている

#### 13. ①4つの事業が連動しているか

指針①から指針④までの各事業について、各事業が脈絡なく乱立しているような印象を持たない

(以下、計画の中身の審査とは関係がないものの、申請にあたって記載が必須である項目)

14. 「(別表4) 商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施する場合の連携に関する事項」の記載がある場合、(別表4)中、「連携者及びその役割」の欄に、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第4項第5号イにおいて規定する事項について記載されているか  
連携する者の氏名又は名称及び住所の記載があるか  
連携する者が法人である場合、(上記の氏名又は名称及び住所に加え、)代表者の氏名の記載があるか

(6) 申請書の提出先及び問合せ先

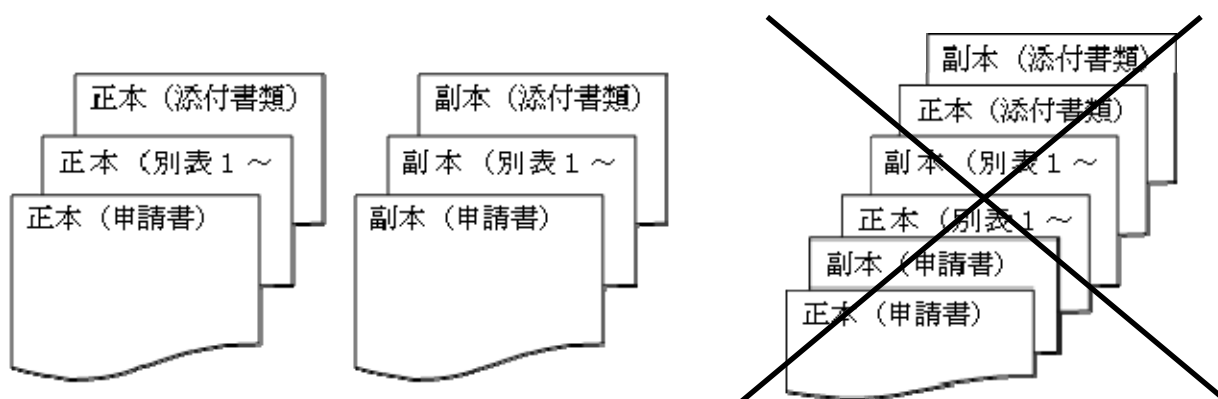
認定申請書の提出先となる経済産業局は、商工会・商工会議所の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局（沖縄県は、沖縄総合事務局）です（詳細は、P38 7. を参照ください）。

(7) 申請時に必要となる提出資料

申請時の提出書類（紙媒体）は以下のとおりです。

書類名		注意事項	部数
①認定申請書（様式第1） 及び別表1～4		正本にのみ押印してください。	正本1部 副本2部
②公表用概要紙		必ずA4用紙1枚にしてください。	
添 付 書 類	③議事録の写し	該当する部分を抜粋した抄本を提出する場合は、原本証明が必要です。（原本証明を行う場合は、正本にのみ押印してください。）	
	④・事業報告書 ・貸借対照表 ・収支決算書 ・事業計画書	直近のものを提出してください。冊子になっているものは、全体を提出するのではなく、必要箇所のみを抜粋して提出してください。	

※正本・副本それぞれをセット（ホッチキス留め禁止。クリップ留め。）にして提出してください。



申請時に提出いただく**電子媒体**は以下のとおりです。

電子媒体	ファイル形式	注意事項
①認定申請書（様式第1）及び別表1～4	ワードファイル PDFファイル	※申請書の押印は不要です。ワードファイルから直接PDFに変換してください。
②公表用概要紙	ワードファイル PDFファイル	※必ずA4用紙1枚にしてください。
③・貸借対照表 ・収支決算書 <u>※事業報告書・事業計画書の電子媒体は不要です。</u>	原則PDFファイル	※画像を変換する等ファイルサイズが大きくなる場合には、ワード形式等で提出してください。 ※必要箇所のみを提出してください。

※①認定申請書（様式第1）、別表1～4及び②公表用概要紙は、ワードファイルとPDFファイルの双方をご提出ください。なお、PDFファイルの作成に当たっては、スキャナ等で作成するのではなく、必ずワードファイルから直接PDFに変換してください。

※電子媒体については、ファイルサイズができる限り小さくなるように作成してください。特に、スキャナ等で画像としてPDFに変換すること、ファイルサイズの大きな画像を添付すること等は避けてください。

※電子媒体の提出はDVD-R、CD-R等で提出してください。セキュリティの都合により、USBでは提出しないでください。

#### 【ファイルの名称】

- ・認定申請書⇒【〇〇商工会・〇〇商工会議所】申請書
- ・別表1～4⇒【〇〇商工会・〇〇商工会議所】別表1～4
- ・公表用概要紙⇒【〇〇商工会・〇〇商工会議所】計画概要
- ・貸借対照表⇒【〇〇商工会・〇〇商工会議所】対照表
- ・収支決算書⇒【〇〇商工会・〇〇商工会議所】決算書

## 4. 経営発達支援計画の記載上の注意点

### (1) 様式第 1

様式第 1 (第 1 条関係)

経営発達支援計画に係る認定申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 殿

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇商工会、商工会議所  
会長、会頭 〇〇 〇〇 印

二以上の商工会又は商工会議所が  
共同で申請する場合



〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇商工会、商工会議所  
会長、会頭 〇〇 〇〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇商工会、商工会議所  
会長、会頭 〇〇 〇〇 印

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 申請者名は、2 以上の商工会・商工会議所が共同して経営発達支援計画を作成する場合においては、全ての商工会・商工会議所の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

経済産業局及び中小企業庁から連絡する場合には、ここに記載された連絡先に行います。

(共同で申請する場合には、代表者について記載してください。代表者以外には原則連絡しません。)



#### 【連絡先】

商工会、商工会議所名 部署名 担当者氏名  
郵便番号  
住所  
電話番号  
ファクシミリ番号  
メールアドレス

## (2) 別表 1

### ●別表 1～4について

認定後、全文を公表しますので、公表することを踏まえて作成してください。

### ●第3回申請で不認定となり、第4回申請に提出する場合の別表 1 及び別表 2 について

第3回の審査において、一定の水準以上であると評価された項目で、その記載を前回から変更しない場合には、項目全体を赤字にしてください。

なお、人口や事業者等のデータ修正や誤字脱字の修正、計画の始期の変更に伴う年度のずれは、変更には該当しません。

(別表 1)

### 経営発達支援計画

#### 経営発達支援事業の目標

・目標は、地域における小規模事業者を取り巻く現状と課題を踏まえ、それを克服するために商工会・商工会議所として、今後、どのような小規模事業者支援を展開していくのか、という視点で検討することが必要です。

(ポイント)

- 経営発達支援計画の目標について、中長期的な視野に立った管内の小規模事業者の振興のあり方と、本計画全体としての目標を設定します。
- 「中長期」とは、本計画の実施期間（3～5年）を超える概ね10年程度の期間を指します。
- つまり、10年程度の小規模事業者に対する中長期的な振興のあり方を俯瞰した上で、本計画（3～5年）の目標を設定することを求めています。
- また、地域の現状及び課題を踏まえて目標を設定し、掲げた目標の達成に向けた方針を示します。

(記載事項チェック項目)

- 中長期的な振興のあり方について記載がある
- 中長期的な振興のあり方を踏まえて当計画の目標が設定されている
- 地域の現状と課題について記載がある
- 掲げた目標の達成に向けた方針が示されている

#### 経営発達支援事業の内容及び実施期間

- (1) 経営発達支援事業の実施期間（平成29年4月1日～平成34年3月31日）  
※実施期間は、3年～5年の範囲内とし、計画の始期及び終期を記載してください。  
※計画の始期については、P30についても参照の上、決定してください。

(2) 経営発達支援事業の内容

#### ○記載方法

以下のとおり見出し（以下の黒字部分）を付して各項目を記載してください。また、形式要件チェック項目を満たしているかどうか十分に確認してください。なお、この形式要件チェック項目は、経営発達支援計画において記載されていなければならない項目の記載漏れを防止するためのものであり、これらチェック項目を全て満たすと認定されるというものではありません。

#### I. 経営発達支援事業の内容

※別表 1～4にページ番号を付してください⇒

-1-

### 1. 地域の経済動向調査に関すること【指針③】

- ・地域経済動向調査は、経営状況の分析や需要動向調査とともに、小規模事業者に対する的確な指導を行うためには、支援を行う個社及び地域の状況をしっかりと把握しておく必要があることから、支援メニューの1つとして計画の中に盛り込むことを求めています。

(ポイント)

- 地域経済動向調査について、目標と情報収集を行う項目、手段・手法及び成果の活用について記載します。
- 県や市町村、民間シンクタンク等が公表している資料を活用し、地域の経済動向を分析することを想定していますが、一から自前で調査を実施するという内容であってももちろん差し支えありません。

(記載事項チェック項目)

- 目標が記載されている
- 情報収集等を行う項目が記載されている
- 調査・分析を行う手段・手法が記載されている
- 成果の活用について記載されている

### 2. 経営状況の分析に関すること【指針①】

- ・事業計画の策定支援、策定後の実施支援を適切に実施していくためには、まず、当該企業の財務状況や強み、弱みなど、現状を深く知る必要があります。そのため、支援メニューの1つとして個社の経営状況の分析を求めています。

(ポイント)

- 個社に対する経営状況の分析について、目標と分析を行う項目、手段・手法及び成果の活用について記載します。

(記載事項チェック項目)

- 目標が記載されている
- 情報収集等を行う項目が記載されている
- 調査・分析を行う手段・手法が記載されている
- 成果の活用について記載されている

### 3. 事業計画策定支援に関すること【指針②】

- ・近年、人口減少など小規模事業者を取り巻く経営環境が激変していることを踏まえると、小規模事業者が経済社会情勢の変化に対応し、自らのビジネスモデルを再構築するため、顧客ニーズや自らの強み・弱みを踏まえた事業計画に基づく経営を推進することが重要になっています。このため、地域経済動向調査や経営分析結果、需要動向調査の成果を活用しつつ、需要を見据えた事業計画の策定支援の実施を支援メニューの1つとして計画の中に盛り込むことを求めています。

(ポイント)

- ・個社に対する事業計画の策定支援について、支援に対する考え方、支援対象、目標、手段・手法について記載します。
- ・補助金や融資、経営革新計画の申請、創業支援をメインとした内容は、経営発達支援事業の主旨を踏まえると不適切です。補助金等の申請を契機として事業計画策定を行うという小規模事業者が多いのは理解しますが、補助金等の申請にかかわらず事業計画を策定し、それに沿った経営を実行し



ていくことが事業の持続的発展のために有効であることを広く啓蒙していくことが求められます。

(記載事項チェック項目)

- 支援に対する考え方が記載されている
- 支援対象が記載されている
- 目標が記載されている
- 事業計画策定数が定量的に示されている
- 手段が記載されている

#### 4. 事業計画策定後の実施支援に関すること【指針②】

- ・事業計画策定後、定期的な巡回等を行い、策定した事業計画における進捗状況を確認し、支援対象である小規模事業者の状況に応じて必要な支援を伴走型で実施していくことを求めています。

(ポイント)

- 個社に対する事業計画の策定後に実施する実施支援について、目標、指導内容、頻度について記載します。
- 本項目は、事業計画策定後に定期的な巡回等を行い、策定した事業計画における進捗状況を確認し、小規模事業者の状況に応じて必要な支援を適切に実施していくことが肝になります。そのため、事業計画を策定した事業者の全てを実施支援の対象とし、定期的にフォローする頻度を明示する必要があります。
- フォローする頻度については、伴走型での支援が求められていることを踏まえれば、原則として「四半期に1度以上」を期待します。なお、原則として「四半期に1度以上」としつつ、経過が順調な事業者は頻度を落とし、計画通りに進んでいない事業者については頻度を上げるなど、事業者の状況等に応じて幅を持たせることは問題ありません。

(記載事項チェック項目)

- 目標が記載されている
- 事業計画策定支援の対象事業者の全てを実施支援の対象としている
- 指導内容が記載されている
- フォローアップの頻度が記載されている

#### 5. 需要動向調査に関すること【指針③】

- ・小規模事業者は大企業からの下請的業務が中心であったが故に、「売れる商品を作る」という視点に欠けているケースが見受けられます。新商品を開発して展示会や商談会で売り込む場合にも、買い手のニーズを踏まえたものでないとなかなか成果に繋がりません。小規模事業者に対し、いわゆるマーケットインの考え方を浸透させるため、小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の需要動向調査の実施を支援メニューの1つとして計画の中に盛り込むことを求めています。

(ポイント)

- 需要動向調査について、目標と分析を行う項目、手段・手法及び成果の活用について記載します。
- 需要動向調査は、①個社支援を行う小規模事業者の販売する商品又は役務を調査対象として実施するもの、②特定個社の商品や役務を対象とはしないが、品目別といった少し大きな単位で調査を実施するもの、の双方が考えられます。いずれの場合であっても、小規模事業者が販売する商品や提供するサービスについて、新たな販路の開拓や新商品の開発に活かせるような買い手(消費者・バイヤー)のニーズ、市場動向等を把握、提供し、事業計画の策定や、新たな需要の開拓に寄与する事業を効果的に実施していくために活用可能な内容とすることが必要です。

(記載事項チェック項目)

- 目標が記載されている
- 情報収集等を行う項目が記載されている
- 調査・分析を行う手段・手法が記載されている
- 成果の活用について記載されている

「需要動向調査に関すること」については、これまでの申請において記載が不十分であるものが多く見受けられました。高い評価が得られない事例として、以下のようなものが挙げられますので、参考にしてください。

- 記載が大雑把過ぎて、どのような調査・分析を行うのかイメージができない。
- 「有益な情報を提供する」、「需要動向について調査、分析を行い」など、具体性に乏しい内容になっている。
- 調査を実施するに当たり、調査対象を絞り込めていないため、漠然とした内容になっている。そのため、どのような者を支援する想定であるのかも曖昧で、調査を実施して得られる成果もイメージできない。
- 調査・分析をする内容が個社の販売する商品やサービスから遠すぎて、新たな販路の開拓や新商品の開発に活かせるような買い手(消費者・バイヤー)のニーズ、市場動向等を把握、提供する内容とは言い難い。

(例) プレミアム商品券の回収状況から需要の動向について調査を行う。

- ・・・大がかりな仕掛けをすれば別であるが、得られる情報は、どの店で幾ら分使用されたのか、という程度の情報。使用者に対し別途、アンケートを行うとしても、新たな販路の開拓や新商品の開発に活かせるような消費者ニーズ、市場動向等を捕捉できる内容が得られる可能性は低い。

(例) 道の駅や大型店において地域住民に対し、1回の買い物金額、取り扱って欲しい商品名、良く行く店名と理由等についてアンケート調査を実施する。

- ・・・消費者に対するアンケート調査を行うという発想は良いものの、調査対象となる商品やサービスを絞り込まずに実施することで、得られる情報は散漫となり、地域における買い物実態は把握できても、小規模事業者の新たな販路の開拓や新商品の開発に活かせるような買い手のニーズ、市場動向等を収集することは困難であると考えられる。

(例) 小規模事業者に対するヒアリングを実施し地域の需要動向を把握する。

- ・・・得られる情報は、当該小規模事業者の現況と既存の販路であり、新たな販路の開拓や新商品の開発に活かせるような消費者ニーズ、市場動向等を捕捉できる内容が得られる可能性は低い。供給者側である小規模事業者に対してヒアリングを行うのではなく、消費者(買い手)側に対する調査を重視すべきと考えられる。

## 6. 新たな需要の開拓に寄与する事業に関すること【指針④】

- ・小規模事業者が直面する最大の課題である需要の創造や掘り起こしに向け、多様な顧客のニーズに合った商品・サービスを提供・発信する機会を増大させるため、商談会・展示会・即売会の開催、アンテナショップ等拠点の整備やネット販売など IT の活用を通じた販路開拓支援を計画の中に盛り込むことを求めています。

(ポイント)

- 新たな需要の開拓に寄与する事業について、その考え方、目標、支援対象について記載します。
- 例えば、展示会や商談会を自前で開催する事業若しくは既存の展示会等に参加する事業である場合、その展示会や商談会の開催又は参加について、何のために、誰のために実施するのか判然としないものは、小規模事業者の売上の増加や利益の確保に寄与するかどうか判断できず評価は低くなります。
- したがって、展示会開催などの支援メニューを単に羅列するのではなく、開催目的、支援対象、訴求対象などを明確に記載する必要があります。

(記載事項チェック項目)

- 支援に対する考え方が記載されている
- 目標が記載されている
- 支援対象が記載されている
- 支援メニューを単に羅列するのではなく、事業の内容が具体的に記載されている
- 効果的な取組となるような工夫・改善が施されている

## II. 地域経済の活性化に資する取組

- ・商工会・商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする総合的経済団体であり、小規模事業者を支援する事業はもとより、地域経済の活性化を図るため幅広く事業を展開しています。本計画では、商工会・商工会議所が行う地域経済活性化に資する事業についても盛り込むことにしています。小規模事業者の経営活動は地域の経済環境と密接な関連を有しており、小規模事業者の経営の改善発達は、地域経済の活性化と一体となって図っていく必要があります。

(ポイント)

- 地域経済の活性化に資する取組について記載します。
- 商工会・商工会議所による自己満足的なイベント開催では効果が限定的であると考えられることから、地域における他の機関との間で今後の地域経済活性化の方向性を検討し、同じ方向を見つめながら実施していくことが重要です。そのため、まずは地域における関係者間での意識の共有が図られる仕組みの下で実施されているかという点が最も重要です。
- その際、地域の魅力の特性を十分に踏まえた観光振興等を含む地域のブランド化、にぎわいの創出を促進することで、地域を活性化し、小規模事業者が事業を持続的に発展させるための良好な環境を整備する、という視点で検討していく必要があります。

(記載事項チェック項目)

- 地域における関係者間で意識の共有が図られる仕組みが構築されている

### Ⅲ. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取組

#### 1. 他の支援機関との連携を通じた支援ノウハウ等の情報交換に関すること

- ・経営発達支援事業を円滑に実施するため、他の商工会・商工会議所、支援機関、専門家等との間で、支援ノウハウ等の情報交換を行い、自らの支援能力の向上を図ることを求めています。

(ポイント)

- 他の支援機関等との間で、支援ノウハウ等の情報交換を行う取組について記載します。
- 情報交換を行う相手先は、他の商工会・商工会議所、金融機関、学術機関等が相手先として考えられます。しかし、相手先は、商工会・商工会議所の地域性によって様々であると考えられることから、何らかの特定の相手先が必ず記載されてなくてはならない、というものではないものの、単に近隣の商工会・商工会議所のみと実施するという内容では物足りません。
- 単に情報交換を行う相手先を並べるのではなく、なぜそこと情報交換するのか、どのような効果を狙っているのか、といった点も明確にすると説得力があるものになります。

(記載事項チェック項目)

- 情報交換を行う相手先が記載されている
- 情報交換を行う頻度や方法が記載されている
- どのような狙いを持って実施するのか、その考え方が記載されている

#### 2. 経営指導員等の資質向上等に関すること

- ・組織全体としてレベルアップを図るため、経営指導員のみならずその他の職員を含めた支援能力の向上と支援ノウハウ及び小規模事業者の経営状況の分析結果等について個々の職員に帰属するのではなく組織として共有する仕組みの構築を求めています。

(ポイント)

- 経営指導員をはじめとした職員の支援能力向上に関する取組について記載します。
- 経営指導員のみならず、一般の職員も含めた組織全体としての支援能力向上に向けた取組が必要です。
- 支援能力の向上については、単に経営指導員を研修に派遣する、というだけでは不十分ということになります。例えば、経営指導員に不足している能力を分析した上で、それを補うためにどのような取組を行って能力の向上を図るのか、というような点を明確にする必要があります。
- また、経営指導員等個々の職員が保有する支援ノウハウ及び小規模事業者の経営状況の分析結果等を組織内で共有する体制の構築について記載します。
- 往々にして経営指導員個人に蓄積しがちな支援手法や成功事例等について、組織として共有する仕組みをどのように作るのか、ということに記載する必要があります。また、支援ノウハウのほか、小規模事業者の経営状況の分析結果等、支援に有用なデータについても、個人に帰属するのではなく、組織内で共有する仕組みの構築を求めています。
- つまり、ここの「習得した支援ノウハウ」は、「経営指導員等の支援能力の向上に関する取組」で得た「支援ノウハウ」よりも広い概念で捉えており、組織の財産として残していくことを求めています。
- このため、「研修参加後、研修に参加しなかった職員に対し研修で習得した内容を職員間で情報共有を図る」、「研修で得た内容や支援ノウハウを所内勉強会の開催により職員間で共有を図る」、というような内容では不十分ということになります。これらの取組を否定するわけではありませんが、短期的な情報共有というよりも、支援ノウハウや成功事例、小規模事業者の経営分析結果等が個々の経営指導員等に属人的に集積しがちであるところ、これをいかにして組織として共有するのか、今の職員が人事異動等でいなくなっても組織の財産として残していけるか、という視点で検討してください。

(記載事項チェック項目)

- 研修事業等、職員の能力向上に関する取組が記載されている
- なぜ、そのような取組を行うのか、その考え方が記載されている
- 組織内で共有する取組内容が具体的に記載されている

### 3. 事業の評価及び見直しをするための仕組みに関すること

- ・経営発達支援事業の実施に当たり、事業の評価及び見直しをするための仕組みを設けることを求めています。

(ポイント)

- いわゆる PDCA サイクルについて毎年度実施することを記載します。毎年度とは、年1回以上を言います。
- 効果的な PDCA サイクルであることを記載します。そのため、「毎年度実施すること」に加え、「外部有識者を活用すること」、「事業の成果・評価・見直し結果を地域の小規模事業者が常に閲覧可能な状態になっていること」を求めています。会員企業は外部有識者に含まれません。
- 「事業の成果・評価・見直し結果を地域の小規模事業者が常に閲覧可能な状態になっていること」を満たす手段としては、ホームページの活用が考えられますが、会員限定サイトや facebook といった特定の者しか閲覧できない方法のみの公開は適当ではありません。

(記載事項チェック項目)

- 事業の評価・見直しを年1回以上実施すると記載されている
- 外部有識者が活用されている
- 評価・見直し結果を公表することとしている

(共通の留意事項)

- ※各経営発達支援事業の内容について、現状における課題とそれを具体的にどのように改善するかについて、説得的かつ明確に示してください。
- ※本計画において取り組む内容について明確に示してください。その際、各事業の実施に当たっての目的、手段、小規模事業者に対する効果、計画期間終了時までの目標等を具体的に示してください。
- ※地区内の小規模事業者全体に対し、担当する職員数を踏まえ、どのように持続的発展に向けた事業計画づくりを浸透させていくのか、具体的な目標を定量的なものも含めて示してください。なお、目標については、セミナー開催数などの「対多数」の指導数だけでなく、個別企業に対する指導数をベースに示してください。
- ※複数の商工会・商工会議所が共同で申請した場合には、全体の事業、目標等に加え、各商工会・商工会議所ごとの事業、目標等についても示してください。
- ※認定後に「小規模事業者経営発達支援融資制度」の活用を検討している商工会・商工会議所においては、上記「3. 事業計画策定支援に関すること【指針②】」及び4. 事業計画策定後の実施支援に関すること【指針②】」に関する取り組みの一環として、何らかの形で盛り込むようにしてください。

(別表2)

経営発達支援事業の実施体制

経営発達支援事業の実施体制

(平成〇〇年〇〇月現在)

(1) 組織体制

(ポイント)

- 経営発達支援事業(本計画)の実施体制を記載します。
- 特段の補足もなく、商工会・商工会議所全体の組織図のみを記載している例が散見されますが、組織の規模が小さく、経営発達支援事業を組織全体で実施する場合を除き、実際に経営発達支援事業(本計画)の実施に携わる体制がわかるように記載してください。
- なお、経営発達支援事業(本計画)の実施に際し、組織全体の人員の増強を図ることは現実的でないため、既存の人員の範囲内で実施可能な計画を策定するのが前提です。

※商工会・商工会議所内において、経営発達支援事業を確実に実施するための体制、実際に事業を実施する人員等を記載してください。

併せて商工会、商工会議所全体の組織、経営指導員数、事務職員数等についても記載してください。

※複数の商工会・商工会議所が共同で申請する場合には、各商工会、商工会議所が集まる会議体等の共同で事業を実施するために必要な組織体制も記載してください。

(記載事項チェック項目)

体制及び人員について記載されている

(2) 連絡先

(ポイント)

- 小規模事業者が直接相談ができるよう、コンタクト先を記載します。
- 部署名(無い場合は不要)と電話番号が最低限記載されておればよく、担当職員の個人名の記載までは求めています。

※小規模事業者が直接相談等を行うことができる部署等の連絡先を記載してください。

※複数の商工会・商工会議所が共同で申請する場合には、各商工会、商工会議所ごとに連絡先を記載してください。

(記載事項チェック項目)

連絡先が記載されている

(別表3)

経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	平成〇〇年度 (〇年〇月以降)	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度
必要な資金の額	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
小規模企業対策事業費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇事業費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
〇〇事業費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

※これまでの実績、申請する年度の予算書等からの見込み額を記載してください。

調達方法
<b>会費、国補助金、県補助金、市補助金、事業受託費</b> ※会費収入、各種事業収入、補助金収入等、想定される調達方法を記載してください。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施する場合の連携に関する事項

連携する内容
<p>※連携者と連携して実施する事業の内容を具体的に記載してください。</p> <p>※別表1の「経営発達支援事業の内容」に記載している事業であることが分かるように事業名を記載してください。</p>
連携者及びその役割
<p>※連携者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名を記載してください。</p> <p>※役割は、連携する事業において連携者がどのような役割を果たすかを、具体的に記載してください。また、連携することが、事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であることを、連携することによる効果等を示すことにより記載してください。</p> <p>※役割を「連携体制図」中に記載する場合には、「連携体制図」に記載する旨をここに記載してください。</p> <p>(記載事項チェック項目)</p> <p><input type="checkbox"/> 連携する者の氏名又は名称及び住所の記載があるか</p> <p><input type="checkbox"/> 連携する者が法人である場合、(上記の氏名又は名称及び住所に加え、) 代表者の氏名の記載があるか</p>
連携体制図等
<p>※「連携する内容」に記載した事業ごとに、連携体制を図で記載してください。</p> <p>※連携体制が共通の場合は、複数の事業をまとめて記載することも可能です。</p> <p>※連携体制図を別紙とする場合には、別紙に記載する旨をここに記載してください。</p>



### (3) 公表用概要紙

申請する経営発達支援計画の概要紙を作成し、認定申請書等とともに提出してください。この概要紙は、経営発達支援計画が認定された場合、経営発達支援計画本体とともに、経済産業省のホームページで公表を行いますので、公表を前提に作成してください。

**※必ずA4用紙1ページで作成してください。**

#### 経営発達支援計画の概要

実施者名 (法人番号)	※経営発達支援事業を実施する商工会・商工会議所の名称を記載してください。 ※名称の後ろに、「法人番号」を記載してください。記載にあたっては、 「〇〇商工会（法人番号 XXXXXXXXXXXXX）」といった形式で必ず記載してください。 ※代表者名は記載不要です。
実施期間	※別表1の「実施期間」を日単位で記載してください。
目標	※別表1の「経営発達支援事業の目標」の内容を要約して記載してください。
事業内容	※別表1の「経営発達支援事業の内容」を要約して記載してください。 ※「Ⅲ. 経営発達支援事業の円滑な実施に向けた支援力向上のための取り組み」については、記載する必要はありません。
連絡先	※経営発達支援事業に関して、小規模事業者等が問合せすることができる連絡先を記載してください。

※必ずA4用紙1枚で作成してください。

## 5. 今後のスケジュール（予定）

※申請件数の多寡等の事情により、本スケジュール  
は変更になる可能性があります

### (1) 第4回認定スケジュール

平成28年11月1日～ 11月8日（17時必着）	第4回経営発達支援計画申請書提出期間
平成29年3月中	第4回認定

#### 【計画の始期】

計画の始期については、平成28年4月1日から（既に計画に基づき経営発達支事業を実施している場合）又は、平成29年4月1日から（まだ、計画に基づく経営発達支援事業を実施していない場合）としてください。

### (2) 第5回認定スケジュール

平成29年度中	第5回経営発達支援計画申請書提出期間
平成29年度中	第5回認定

## 6. Q & A

### (1) 経営発達支援事業の目標について（別表1関係）

- ① 「経営発達支援事業の目標」はどのような内容を記載する必要がありますか？

⇒ 地域内の小規模事業者の中長期的な振興のあり方を踏まえた上で、経営発達支援計画の計画期間内における目標について記載してください。また、事業者数、業種の構成等地域内の現状及び課題を記載し、現状及び課題も踏まえた目標としてください。さらに、どのような方針で目標の達成に向けて事業を行うかも含めて記載してください。

- ② 「中長期的な振興のあり方」とはどのようなものですか？

⇒ 本計画の実行期間より長期の期間（具体的には10年程度を想定）における管内の小規模事業者の振興のあり方を俯瞰（明示）した上で、当該中長期的な振興のあり方に繋がるような、本計画の計画期間（3年～5年）の目標を設定してください。

### (2) 経営発達支援事業の計画期間について（別表1関係）

- ① 「経営発達支援事業の計画期間」は、何年間の計画を立てる必要がありますか？

⇒ 3年以上で、最長5年間の計画としてください。

### (3) 経営発達支援事業の内容について（主に別表1関係）

- ① 別表1～4を記載する上で注意することはありますか？

⇒ 記載漏れ等を防止するため、必ず本ガイドラインP18～28の「4. 経営発達支援計画の記載上の注意点」を参照し、これに従って記載してください。

小規模事業者支援法第5条第6項の規定に基づき、経営発達支援計画の内容は、経済産業大臣が公表することになります。別表1～4は、原文のまま公表されることを前提に作成してください。なお、

専門用語・地域固有の事業の内容については注釈を入れるなど、商工会・商工会議所の関係者以外の方が読んでも分かるように作成してください。

- ② 別表1には、より多くの事項を記載した方が良いですか？  
⇒ 商工会・商工会議所において実施する事業を網羅的に記載するのではなく、経営発達支援事業に該当する事業のみを記載してください。
- ③ 計画において基本指針第二3. の4項目6事業は、すべて実施する必要がありますか？  
⇒ 4項目6事業は全て実施する必要があります。
- ④ 基本指針第二3. の4項目6事業は、1つずつ分けて記載する必要がありますか？  
⇒ P18～P28の「4. 経営発達支援計画の記載上の注意点」を参照し、これに従って記載してください。
- ⑤ 各事業の目標は、単年度又は計画期間全体のどちらで設定する必要がありますか？  
⇒ 原則、年度ごとに目標を設定するものとします。
- ⑥ 各事業の現状には、どのようなことを記載すればよいですか？  
⇒ 現状には、既存の取組内容及びその実績を記載してください。また、同様の事業を実施していない場合は、実施していない旨を記載してください（評価するのは、計画における事業内容になります。）。  
例えば、経営状況の分析に関することであれば、既存の事業（金融相談等）により把握、分析している件数等を記載してください。
- ⑦ 事業内容の説明のため、図表を使用することは可能ですか？  
⇒ 可能です。ただし、ファイル全体の容量が大きくなりすぎないように調整してください。
- ⑧ 事業内容等を補足するため、チラシ等の添付資料を追加することは可能ですか？  
⇒ 添付資料を追加することはできません。どうしても必要な事項は、

計画の中に記載してください。

- ⑨ 商工会等の職員でない会員企業は、外部有識者となりますか？

⇒ 会員企業は外部有識者に含まれません。

- ⑩ 事業の評価及び見直しについて、外部有識者を活用する予定はあるが人選が確定していない場合、どのように記載すればよいですか？

⇒ 具体的な個人名を記載する必要はなく、外部有識者を活用することが記載されていれば問題ありません。

なお、外部有識者については、どのような属性の者を想定しているかを可能な限り記載してください。

(4) 経営発達支援事業の実施体制（別表 2 関係）

- ① 組織体制の欄には、どのようなことを記載すればよいですか？

⇒ 商工会・商工会議所内における、経営発達支援事業（本計画）を実際に実施する組織、指導員数、補助員・事務員数等を記載してください。また、商工会・商工会議所の全体の組織、指導員数、補助員・事務員数等も記載してください。

連携者については、連携に関する事項に記載するので、記載しないでください。

(5) 必要な資金の額及びその調達方法（別表 3 関係）

- ① 必要な資金の額について、2年目以降の予算は未確定ですが、どのように記載すればよいですか？

⇒ 初年度の額を参考に、見込み額を記載して問題ありません。また、初年度についても、前年度までの類似事業の予算・決算額からの見込み額で問題ありません。

- ② 調達方法には、どのような内容を記載すればよいですか？

⇒ 前年度までの収入項目を参考に、補助金、受託費、会費収入等想定される調達方法を記載してください。

(6) 連携に関する事項（別表４関係）

① より多くの者と連携した方が良いですか？

⇒ 連携者が多いものが必ずしも評価されるわけではありません。なお、事業の効果的かつ適切な実施のために必要な場合には連携することが望ましいと考えられます。

② 経営発達支援計画のすべての事業で連携することはできますか？

⇒ すべての事業で連携することは可能です。ただし、経営発達支援事業は、商工会・商工会議所が主体となって実施するものである点に十分留意してください。

③ 他の商工会・商工会議所との連携については、どこに記載すればよいですか？

⇒ ここでの連携は、商工会・商工会議所以外の者との連携を指しますので、他の商工会・商工会議所との連携については、別表１の「経営発達支援事業の内容」において記載してください。

④ 連携者として記載した内容は、公表することになりますか？

⇒ 原文を公表することになりますので、個人情報等を記載する際には、本人の同意を得るなど留意してください。

⑤ よろず支援拠点との連携は可能ですか？

⇒ 可能です。

(7) 提出書類について

① 提出書類に不備（不足）があった場合でも、認定申請書を提出期間中に提出すれば、受付はされますか？

⇒ 申請書提出期間の末日の１７時までに、認定申請書及び各添付書類を過不足なく提出する必要があります。不備（不足）がある場合には、受付されません。

② 提出書類の電子媒体は、どの書類について必要ですか？

⇒ 認定申請書のみでなく、本ガイドラインP17の表に記載する書類について、電子媒体を提出してください。

- ③ 提出書類の電子媒体のファイル名に指定はありますか？  
⇒ 本ガイドラインP17に沿ってファイル名を付けてください。
- ④ 施行規則第1条第2項第2号の「総会又は議員総会その他これに準ずるもの」にはどのようなものを想定していますか？  
⇒ 商工会議所法第51条の常議員会、正副会頭会議や、商工会の定款で定める理事会を想定していますが、これら以外に準ずるものに相当すると考えられるものがありましたら、全国団体を通じて中小企業庁経営支援部小規模企業振興課まで御相談ください。
- ⑤ 議事録の写しは、経営発達支援に関する議事以外の部分を含め、全体を提出する必要がありますか？  
⇒ 議事録の写しは、必要箇所の抜粋でも問題ありません。ただし、抜粋の場合は、①会議名②日時③申請する経営発達支援計画を機関決定した旨が分かる部分④議事録の抄本であることを証明する記名・押印が必要です。なお、議事録全体の写しを提出する場合には、証明する記名・押印は不要です。
- ⑥ 機関決定は、提出する経営発達支援計画の内容を含めて機関決定する必要がありますか？  
⇒ 経営発達支援計画の内容を機関決定してください。
- ⑦ 共同して経営発達支援計画を提出する場合、各商工会・商工会議所の代表者が議決した議事録を提出すればよいですか？  
⇒ 共同で申請する場合には、全ての商工会・商工会議所がそれぞれ議決をした議事録が必要です。
- ⑧ 提出する副本に押印は必要ですか？  
⇒ 正本には押印が必要ですが、副本に押印は不要です。
- ⑨ 提出書類は、片面印刷にする必要がありますか？  
⇒ 片面印刷にする必要はありません。両面印刷を原則としてください。
- ⑩ 申請書提出後、審査の結果が出るまでの間に代表者が変更となった場合には、どのような対応をすればよいですか？

⇒ 代表者変更となった旨を、管轄の経済産業局へご連絡ください。

⑪ 公表用概要紙に法人番号を記載するのはなぜですか？

⇒ 「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）等において、「国・地方公共団体が法人に係る情報を公開する際の「法人番号の併記」について、2016 年 1 月の法人番号の利用開始以降、順次実施する」こととされているためです。御協力をお願いいたします。

(8) 認定について

① どのような方が審査をしますか？

⇒ 外部有識者、経済産業省が書面審査を行います。また、書面審査後に外部有識者による審査会を開催します。

② どのような内容を審査しますか？

⇒ 経営発達支援計画が基本指針に照らして適切なものかどうか、経営発達支援事業を確実に遂行するために適切なものかどうかを審査します。個別の項目としては、本ガイドライン P 9（4）認定審査の審査事項に示している項目を審査します。

(9) その他

① どのような場合に、商工会・商工会議所が共同して経営発達支援計画を申請することができますか？

⇒ 複数の商工会・商工会議所が経営発達支援事業を共同して実施する場合、共同で申請することができます。

共同申請を行う場合には、なぜ共同申請を行うのか理由を計画内に記してください。共同申請を行う場合、例えば、単独で行うよりも効率化が図られる、同じ商圏の単会がまとまることで小規模事業者支援がより一層効果的なものになる、など単独でそれぞれ行う場合と比較して、より効果的であると認められる必要があります。

したがって、当該複数の商工会・商工会議所が別々に計画を作り、



それぞれの単会の方向性が一致しておらず計画を単に1つに結び合わせただけと思われるような計画や、特定の単会の計画に別の単会がただ乗りしているだけと思われるような計画は不適切です。

- ② 都道府県内のすべての商工会・商工会議所が共同して、経営発達支援計画を申請することができますか？

⇒ 経営発達支援計画の趣旨は、上記（9）①のとおりであり、都道府県内のすべての商工会・商工会議所が共同して申請することは想定していません。

- ③ 異なる経済産業局管内の商工会・商工会議所が共同して申請する場合、どこに申請書を提出すればよいですか？

⇒ どちらか一方の経済産業局に提出してください。この場合、申請書を提出する経済産業局管内の商工会・商工会議所を申請者欄の一番上に記載してください（連絡先も同じ商工会・商工会議所としてください。）。

- ④ 認定を受けた後、計画の変更はできますか？

⇒ 認定を受けた経営発達支援計画の内容に変更が生じた場合には、原則として、計画の変更認定申請を行う必要があります。変更が必要となった場合には、個別に御相談いただき、変更認定申請手続きを行ってください。

- ⑤ 経営発達支援事業について、実施状況報告は必要ですか？

⇒ 各商工会・商工会議所が、経営発達支援事業の評価・見直しを毎年度行い、その結果については、年に1回程度、定期的の実施状況報告をお願いすることを予定しています。

## 7. 問合せ先

お問合せ先	住所	連絡先 電話番号	管轄 都道府県
北海道経済産業局 中小企業課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-3140	北海道
東北経済産業局 経営支援課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟	022-221-4806	青森,岩手,秋田,宮城, 山形,福島
関東経済産業局 経営支援課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0428	茨城,栃木,群馬,埼玉, 千葉,東京,神奈川, 新潟,長野,山梨,静岡
中部経済産業局 中小企業課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2748	富山,石川,岐阜,愛知, 三重,
近畿経済産業局 中小企業課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6966-6023	福井,滋賀,京都,大阪, 兵庫,奈良,和歌山
中国経済産業局 中小企業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5661	鳥取,島根,岡山,広島, 山口
四国経済産業局 中小企業課	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8529	徳島,香川,愛媛,高知
九州経済産業局 中小企業経営支 援室	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092-482-5444	福岡,佐賀,長崎,熊本, 大分,宮崎,鹿児島
内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1755	沖縄
中小企業庁 小規模企業振興課	〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-2036	—

## 8. 関係条文等

(1) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）（抜粋）

（基本指針）

第三条 経済産業大臣は、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所（以下「商工会等」という。）に対する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 小規模事業者の経営の改善発達の基本的な方向
- 二 近代的経営管理方法の導入等経営管理に関する指導に関する事項
- 三 技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する情報の提供等に関する事項
- 四 事業の共同化等に寄与する施設の設置に関する事項
- 五 商工会又は商工会議所がその地区内における商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業（地域経済の活性化に係るものを含む。）との関係に関する事項
- 六 商工会連合会又は日本商工会議所が行う商工会又は商工会議所に対する指導及び情報の提供その他必要な支援等に関する事項
- 七 その他小規模事業者の経営の改善発達に関する重要事項

3 経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業政策審議会の意見を聴かななければならない。

4 経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（経営発達支援計画の認定）

第五条 商工会又は商工会議所は、小規模事業者を支援する次に掲げる事業であって、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するもの（以下「経営発達支援事業」という。）についての計画（以下「経営発達支援計画」という。）を作成し、これを経済産業大臣に提出して、その経営発達支援計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 一 小規模事業者の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析
- 二 小規模事業者が単独で又は共同して行う事業計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言

- 三 小規模事業者が販売する商品又は提供する役務の需要の動向及び地域の経済動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供
  - 四 小規模事業者が販売する商品又は提供する役務に関する広報、商談会、展示会、即売会その他これらに類するものの開催その他小規模事業者が販売する商品又は提供する役務の需要の開拓に寄与する事業
- 2 二以上の商工会又は商工会議所がその経営発達支援事業を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の商工会又は商工会議所は共同して経営発達支援計画を作成し、前項の認定を受けることができる。
  - 3 商工会又は商工会議所は、商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施することが当該経営発達支援事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合にあっては、商工会及び商工会議所以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする経営発達支援計画を作成し、第一項の認定を申請することができる。
  - 4 経営発達支援計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
    - 一 経営発達支援事業の目標
    - 二 経営発達支援事業の内容及び実施期間
    - 三 経営発達支援事業の実施体制
    - 四 経営発達支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
    - 五 商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施する場合にあっては、次に掲げる事項
      - イ 当該商工会及び商工会議所以外の者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
      - ロ 当該商工会及び商工会議所以外の者との連携に関する事項
  - 5 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その経営発達支援計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
    - 一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。
    - 二 前項第三号から第五号までに掲げる事項が経営発達支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。
  - 6 経済産業大臣は、第一項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る経営発達支援計画の内容を公表するものとする。

(経営発達支援計画の変更等)

第六条 前条第一項の認定を受けた商工会及び商工会議所は、当該認定に係る経営発達支援計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前条第一項の認定に係る経営発達支援計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定経営発達支援計画」という。）が、同条第五項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定経営発達支援計画に従って経営発達支援事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

(中小企業信用保険法の特例)

第二十条 認定経営発達支援計画において経営発達支援事業を実施する者とされた一般社団法人（その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項の中小企業者が有しているものに限る。以下「一般社団法人」という。）若しくは一般財団法人（その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が同項の中小企業者により拠出されているものに限る。以下「一般財団法人」という。）若しくは特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。）又は認定基盤施設計画において基盤施設事業を実施する者とされた一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「事業実施一般社団法人等」という。）であつて、当該認定経営発達支援計画又は当該認定基盤施設計画に従った経営発達支援事業又は基盤施設事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該事業実施一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第六条第二項の認定経営発達支援計画又は同法第八条第二項の認定基盤施設計画に従った経営発達支援事業又は基盤施設事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う経営発達支援事業に関する協力業務)

第二十一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定経営発達支援計画に基づき経営発達支援事業を実施する者の依頼に応じて、その行う経営発達支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

(報告及び検査)

第二十二條 経済産業大臣は、認定経営発達支援計画に係る経営発達支援事業又は認定基盤施設計画に係る基盤施設事業の実施状況について、当該認定を受けた商工会等に対し、報告を求めることができる。

- 2 経済産業大臣は、保証事業等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、全国団体に対して、保証事業等に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に、全国団体の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 第二項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第二十四條 第二十二條第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 2 商工会等の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、商工会等の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その商工会等に対して同項の刑を科する。

第二十五條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした全国団体の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により経済産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 第十六条の規定による経済産業大臣の命令に違反したとき。

(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成5年通商産業省令第44号）（抜粋）

（経営発達支援計画に係る認定の申請）

第一条 商工会又は商工会議所が商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により経営発達支援計画に係る認定を受けようとする場合は、経済産業大臣に、様式第一による申請書及びその写し二通を提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該商工会又は商工会議所の直近の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書並びに事業計画書
- 二 当該経営発達支援計画について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し

（経営発達支援計画の変更に係る認定の申請）

第二条 商工会又は商工会議所が法第六条第一項の規定により経営発達支援計画の変更に係る認定を受けようとする場合は、経済産業大臣に、様式第二による申請書及びその写し二通を提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 経営発達支援計画の実施状況を記載した書類
- 二 当該変更について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し
- 三 当該変更に伴い前条第二項に掲げる書類に変更があったときは、その変更に係る書類

（認定経営発達支援計画の公表）

第三条 経済産業大臣は、法第五条第一項の認定をしたときは、当該認定の日付、当該認定を受けた商工会又は商工会議所の名称及び当該認定経営発達支援計画の内容を公表するものとする。

(3) 小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針(平成二十六年経済産業省告示第二百号)

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号)第三条第一項の規定に基づき、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針を次のとおり定めたので、同条第四項の規定に基づき公表する。なお、小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針(平成五年通商産業省告示第四百二十三号)は、廃止する。

小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針

中小企業、中でもその九割を占める小規模事業者は、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供することにより、地元の需要に応え、雇用を担うなど、地域経済の安定と地域住民の生活の向上・交流の促進に寄与する極めて重要な存在である。また、我が国経済の発展基盤である重層的な裾野産業群を形成するとともに、新たな産業の創出等、我が国経済の活力の源泉でもある。そのため、小規模企業が、その活力を最大限に発揮し、成長発展するのみならず、事業を持続し、地域を支え続けることは、経済の好循環を全国津々浦々まで届けていくために必要不可欠である。また、それは活力ある日本の経済社会の復活にもつながるのである。

一方、我が国は、人口減少、高齢化、国内外の競争の激化、地域経済の低迷等の構造変化に直面しており、これらの構造変化の影響は、地域の経済・雇用を支える小規模事業者に大きな影響をもたらしている。小規模事業者は、そもそも資金や人材といった経営資源に大きな制約があることに加え、その商圏及び取り扱う商品・サービスが限定されており、価格競争力やリスク吸収力が弱いため、構造変化の影響を受けやすい。加えて、小規模事業者が抱える問題として、経営者の高齢化が進んでおり、後継者不足等が経営の低迷や廃業に直結している。

小規模事業者が我が国の産業構造の基盤をなし、企業家精神発揮の場として、あるいは消費者に密着した商品・サービスの提供を通じて経済の活力の基礎になっていることを考慮すると、その経営の改善発達は、経済政策の根幹にもかかわる緊急の課題となっている。



こうした状況を踏まえ、小規模企業振興基本法（平成二十六年法律第九十四号）では、まさに地域で雇用を維持して頑張る小規模事業者を正面から支援したいとの考え方の下、中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）の基本理念である「成長発展」のみならず、「事業の持続的発展」（事業規模や売上の拡大に限らず、技術・ノウハウの維持・向上、安定的な雇用の維持等といった、事業の充実を図ろうとする様々な取組を含む概念をいう。）を小規模事業者の振興の基本原則と位置付けた。本指針は、小規模企業振興基本法第十三条に基づく小規模企業振興基本計画を踏まえ、小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業を実施する商工会、都道府県商工会連合会及び全国商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所（以下「商工会等」という。）に対して、小規模事業者をめぐる経営環境の変化に即応した事業の基本的な在り方を示し、もって小規模事業者の経営基盤の充実を図るため、必要な事項を定めるものである。

#### 第一 小規模事業者の経営の改善発達の基本的な方向

小規模事業者が、その事業を維持、発展させていくためには、自己の経営資源の充実、強化を図ることはもちろんのこと、小規模事業者の強みである機動性のある事業活動を展開することにより、経営環境の変化に対応していくことが必要である。また、小規模事業者は、その商圏が限定されており、対象とする市場が比較的狭く、立地する地域と密接にかかわっていることから、地域の一員として、地域の中に確固たる経営基盤を構築することも重要である。こうした中、近年、人口減少など小規模事業者を取り巻く経営環境が激変していることを踏まえると、小規模事業者が経済社会情勢の変化に対応し、自らのビジネスモデルを再構築するため、顧客ニーズや自らの強み・弱みを踏まえた事業計画に基づく経営を推進することが特に重要である。

これらは、小規模事業者自らが十分な問題意識を持ち自助努力によって取り組むのが基本であり、小規模事業者自身の一層の自覚と努力が期待されるが、小規模事業者の自助努力だけでは克服し得ないような問題に対しては、支援機関、行政機関などの関係者が地域ぐるみで総力を挙げて支援する必要がある。

中でも、地域に根ざし、小規模事業者にとって最も身近な支援機関として、全国各地で小規模事業者支援の中核を担う商工会及び商工会議所は、近年の激しい環境変化の中にあっても、期待された役割を果たしていくため、小規模事業者の課題を自らの課題として捉え、解決していく支援機関として、実績を重ね、信頼感を勝ち得ていく必要がある。

以上を踏まえ、小規模企業振興基本計画で定められた目標を実現するため、以下のような支援事業を実施していくことが必要である。

第一に、「需要を見据えた経営の促進」を図る観点から、従来から商工会等は、経理、税務等に関する指導・助言等の支援を行っているが、ビジネスプラン等に基づく経営の推進、需要開拓に向けた支援、新事業展開や高付加価値化の支援等、売上げや利益を確保し、「経営の発達」に資する支援を行うことが必要である。

このうち、小規模事業者の抱えている人的・資金的困難性の克服を図り、施設の近代化の促進、共同化等による経営の効率化・活性化を促進するため、自助努力や組合形態による対応が困難な小規模事業者の事業の共同化等を支援する施設の設置を図ることも必要である。

第二に、「新陳代謝の促進」を図る観点から、起業・創業の支援、事業承継・円滑な事業廃止の支援、小規模事業者同士の交流、人材のマッチングに向けた支援を行うことが必要である。

第三に、「地域経済の活性化に資する事業活動の推進」を図る観点から、地域産品開発、各種地域おこし、観光振興等を含めた地域のブランド化・にぎわいの創出による地域経済に波及効果のある事業の推進、住民、地方公共団体等と一体となった地域コミュニティを支える事業の推進を図る必要がある。

第四に、「地域ぐるみで総力を挙げた適切な支援体制の整備」を図る観点から、小規模事業者にとって最も身近な支援機関として、小規模事業者の視点に立ち、伴走しながらきめ細かく丁寧に応じていくことが必要である。また、専門的指導体制の拡充、情報提供体制の整備を推進するとともに、国、地方自治体、他の支援機関等とも連携することで、自らの支援リソースを補完・強化し、地域で面的な支援体制を構築する必要がある。

## 第二 近代的経営管理方法の導入等経営管理に関する指導及び技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する情報の提供等に関する事項

小規模事業者は、その経営基盤が脆弱であることから、一般的な中小企業施策によっては、経営環境の変化に対応していくことが困難な場合がある。したがって、小規模事業者に対して一般的な中小企業施策が円滑に講じられるよう、先ず、その前提となる帳簿の整理、金融、税務等日常的な経営の改善を図ることが肝要である。

また、経営資源が限られている小規模事業者に対しては、寄り添いながら、きめ細かく支援活動を実施することが、極めて重要である。これを踏まえ、小規模事業者に対する個別の相談・指導を基本に据えつつ相互に関連して実施される下記事業の総体を「経営改善普及事業」として位置づける。このうち③及び④の事業については、小規模事業者の事業の持続的発展に資する事業であり、経営改善普及事業の中でも重点的に取り組むものとして、特に「経営発達支援事業」として位置付ける。

- ① 商工会又は商工会議所は、経営改善普及事業として経営指導員等を設置し、小規模事業者に対し個別相談・指導を実施し、また、税理士会等とも協力して税務に関する指導を実施してきており、その効果が着実に上がっていることから、今後とも、これらが引き続き実施されることが必要である。
- ② 小規模事業者の経営の改善発達のみならず、地域経済の活性化を含めた多面的な体系の支援を実施するため、地域振興のための事業の実施、専門的指導の実施、情報の提供、後継者育成等の人材能力開発の推進等も引き続き必要である。
- ③ 小規模事業者が持続的に事業を発展させていくためには、需要を見据えた事業計画に基づく経営を定着させていくことが必要であることから、小規模事業者の強み、弱みなどの経営の状況を分析し、需要の動向、地域の経済動向に関する情報の分析を踏まえ、新陳代謝の促進も視野に入れつつ需要を見据えた事業計画の策定に対して指導及び助言をすることが必要である。
- ④ 小規模事業者の支援と地域経済の活性化は表裏一体、車の両輪と捉え、個々の小規模事業者の活動に対する支援のほか、地域の魅力の特性を十分に踏まえた観光振興等を含む地域のブランド化、にぎわいの創出を促進することで、地域を活性化し、小規模事業者が事業を持続的に発展させるための良好な環境を整備することも必要である。

## 1. 経営改善普及事業の内容

経営改善普及事業は、主として以下の各項目に掲げるものとする。

- (1) 金融、税務、経理、販売管理、労務、技術の改善、創業、経営の発達、経営革新、事業の円滑な承継又は事業の継続が見込まれない場合の円滑な廃止その他各種制度（国の各府省庁及び地方自治体のものを含む。以下同じ。）も活用しつつ行う経営に関するきめ細かな指導、あっせん等
- (2) 小規模事業者の経営の改善発達に資する地域経済の活性化又は商工業の振興に関する事業の実施、協力又は指導
- (3) 経営、技術、各種制度等に関する情報又は資料の収集及び提供

## 2. 経営改善普及事業の実施に当たって留意すべき点

商工会又は商工会議所は以上の事業の実施に当たり以下の点につき留意する必要がある。

- (1) 小規模事業者をめぐる新たな経営環境に対応するため、個別相談・指導、地域振興のための事業の実施、後継者育成等人材能力開発の推進等を図るとともに、指導ニーズの高度化、多様化等に対応するため、専門指導体制の整備、専門的ノウハウ等を有する支援機関等の幅広い知

見の活用に向けたきめ細かな支援等を通じ、経営改善普及事業の効果を高めるよう配慮するものとする。

- (2) 経営改善普及事業は、原則として商工会又は商工会議所の当該地区内の小規模事業者を対象とする。
- (3) 小企業者は、企業としての組織体制が整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、きめ細かな支援を行うよう、特に配慮するものとする。
- (4) 経営改善普及事業を円滑かつ効果的に実施するためには、商工会又は商工会議所におけるその実施体制を整備するとともに、経営指導員等が経営改善普及事業等に専念することができるよう、他の役職員による支援、一般職員の設置、広域指導センターの活用、情報ネットワークの活用等事業環境の整備を図るものとする。
- (5) 個別の相談・指導の実施に際して知り得た小規模事業者の営業上の秘密については、道義上の責任であり、また、事後の経営改善普及事業の円滑な実施の大前提でもあることから、その保持を厳守するものとする。

### 3. 経営発達支援事業の内容

経営発達支援事業は、小規模事業者の事業の持続的発展に資するものとして、経営改善普及事業の中でも特に重点的に実施する事業であり、主として以下の各項目に掲げる、商工会又は商工会議所が実施する事業であって、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するものとする。

- (1) 小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の内容、保有する技術又はノウハウ、従業員等の経営資源の内容、財務の内容その他の経営状況の分析
- (2) 経営状況の分析結果に基づき、需要を見据えた事業計画を策定するための指導・助言、当該事業計画に従って行われる事業の実施に関し、必要な伴走型の指導・助言
- (3) 小規模事業者の販売する商品又は提供する役務の需要動向、各種調査を活用した地域の経済動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供
- (4) マスメディア、各種広報誌等による広報、商談会、展示会、即売会等の開催又は参加、ホームページ、ソーシャルメディア等のITの活用等、需要の開拓に寄与する事業

### 4. 経営発達支援事業の期間

経営発達支援事業の期間は、三年から五年の間とする。

### 5. 経営発達支援事業の実施に当たって留意すべき点

商工会又は商工会議所は以上の事業の実施に当たり以下の点につき留意する必要がある。

- (1) 経営発達支援事業の目標は、商工会又は商工会議所の地域の総合的経済団体及び小規模事業者支援機関としての役割を踏まえ、地区内における小規模事業者の中長期的な振興の在り方を含めるものとする。
- (2) 経営発達支援事業の実施に当たり、事業の評価及び見直しをするための仕組みを設けるものとする。その際、定量的な指標及び目標についても、必要に応じて設けるものとする。
- (3) 地区内の小規模事業者が販売する商品又は提供する役務の需要の動向及び地域の経済動向に関する情報のうち、基礎的な情報については定期的に収集するものとする。
- (4) 経営発達支援事業を円滑に実施するため、他の商工会等、支援機関及び専門家等と連携し、各地域の小規模事業者や需要の動向、支援ノウハウ等に関して情報交換に努めるものとする。
- (5) 経営発達支援事業を円滑に実施するため、経営指導員等の資質向上及び有為な人材の確保に努めるとともに、支援ノウハウを組織内で共有する体制の整備を図るものとする。
- (6) 小規模事業者の支援に当たっては、十分なヒアリングを通じ、小規模事業者と一体的に伴走型で支援するものとする。
- (7) 小規模事業者の振興と地域経済の活性化の方向性を、地域全体として一体的に推進するため、地方公共団体、地域の金融機関、他の支援機関、大学等の教育機関、農業団体、NPO、大企業・中規模企業等と連携するものとする。
- (8) 都道府県や市区町村の小規模事業者の振興に関する方向性を踏まえ、協力を得ながら実施するものとする。
- (9) 小企業者は、企業としての組織体制が整っておらず、環境変化にも脆弱な面があることから、支援に当たっては、特に配慮するものとする。
- (10) (1)から(9)までの留意点その他の取組を通じ、小規模事業者の課題を効果的・迅速に解決し、地区内の小規模事業者の振興を図るものとする。

#### 6. 商工会又は商工会議所以外の者と連携する場合の留意点

商工会又は商工会議所と連携者それぞれの役割を明確にし、小規模事業者の支援に当たっては、最も効果的に小規模事業者の支援を行うことができるようにするものとする。

#### 第三 事業の共同化等に寄与する施設の設置に関する事項

集客力の向上を目的とした事業、工場適地の確保、経営ノウハウ等の情報交換の場の設定、会議室、試験研究施設等の設置等を中小企業が実施する場合には共同運営、共同利用を行うことが効果的であ

る。とりわけ小規模事業者においては、人的・資金的な資源の不足から、相互に連携し事業の共同化を実施することが有益である。

このため、商工会等が自助努力や組合形態による対応が困難な小規模事業者に代わって事業の共同化等に寄与する施設の設置を行う事業（以下「基盤施設事業」という。）を実施することとする。

#### 1. 基盤施設事業の内容

基盤施設事業は、以下に掲げるものとする。

- (1) 共同工場、共同店舗等小規模事業者の事業活動の場となる施設であってそれぞれの事業者が利用する個別のスペースと共同で利用するスペースを併せた施設
- (2) 展示施設、人材開発施設等小規模事業者の事業活動を円滑化する施設であって単独設置が困難な共同利用施設
- (3) 駐車場、多目的ホール等個別事業者の集客力の向上を助け、間接的に小規模事業者の売上高の上昇等の改善効果を派生せしめる施設

#### 2. 基盤施設事業の実施に当たって留意すべき点

商工会等は、以上の事業の実施に当たり以下の点につき留意する必要がある。

- (1) 基盤施設計画の策定に当たっては、既に作成された地方公共団体等の地域産業ビジョン等と十分整合性のとれた内容とするとともに、立地条件等環境条件を十分検討するものとする。
- (2) 基盤施設の規模及び構造は、当該基盤施設の目的及び機能、施設利用者の安全、利便及び快適性等に十分配慮したものとする。
- (3) 採算性を十分考慮し、投資が過大とならないようあらかじめ十分検討するものとし、利用料を徴収する場合にあつては低廉な額とするよう努めるものとする。資金調達に当たっても、返済計画を十分に検討するものとする。
- (4) 基盤施設事業の実施に当たっては、関係者の合意形成、土地の取得、建設着工等について計画的に行うものとする。また、十分な人的体制の整備に努めるものとする。
- (5) 共同工場、共同店舗等個別スペースと共同利用スペースを併せた施設の設置に当たっては、当該事業が小規模事業者を支援するための事業であることから、利用者は原則として小規模事業者であることとする。また、共同利用部分と個別利用部分を明確に区分するとともに、共同利用部分については、利用者が求めている機能を整備し、十分利用しやすいものとする。
- (6) 基盤施設事業の運営に当たっては、参加小規模事業者の経営実態、環境条件の変化等を把握し、適切な運営指針及び運営計画の策定及び改善に努めることとする。

### 3. 商工会等以外の者が基盤施設を設置するに当たって留意すべき点

商工会等以外の者が基盤施設を設置するに当たって商工会等は、2. に挙げた留意点に加えて、以下の点につき留意する必要がある。

- (1) 商工会等以外の者が基盤施設事業を実施することが、事業形態、事業内容の専門性等から判断して、事業の効率的かつ適切な実施のために特に必要な場合であるものとする。
- (2) 商工会等による当該事業の実施主体に対する指導・助言の実効性が担保されているものとする。
- (3) 当該事業の実施主体が、広く小規模事業者一般を支援する事業を行う者であるものとする。

### 第四 商工会又は商工会議所がその地区内における商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業（地域経済の活性化に係るものを含む。）との関係に関する事項

商工会又は商工会議所は、その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする総合的経済団体であり、小規模事業者を支援する事業はもとより、地域経済の活性化を図るため幅広く事業を展開しているところである。

小規模事業者の経営活動は地域の経済環境と密接な関連を有しており、小規模事業者の経営の改善発達には、地域経済の活性化と一体となって図っていく必要がある。そのため、経営改善普及事業又は基盤施設事業（以下「小規模事業者支援事業」という。）を実施するに当たっては、地区内の商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業と有機的連携を図りつつ実施することが重要である。

### 第五 商工会連合会又は日本商工会議所が行う商工会又は商工会議所に対する指導及び情報の提供その他必要な支援等に関する事項

#### 1. 都道府県商工会連合会が行う商工会指導事業

都道府県商工会連合会は、傘下の商工会が行う小規模事業者支援事業に関し指導を行うものとする。人口減少等経営を取り巻く環境が激変する中で、小規模事業者が需要を見据えた経営を行っていくためには、都道府県商工会連合会の行う指導に当たっては、都道府県商工会連合会は、広域的な視野の下、その有する高度・多様な支援ノウハウを活用し、経営発達支援計画の作成、経営発達支援事業の実施を積極的に指導し、支援していくものとする。また、需要の動向などの情報、ビジネス展開に関する支援ノウハウ等の情報を提供する。

また、近時における指導ニーズの高度化、多様化に対応して、広域指導センターを拠点とする指導体制による専門的な指導の重要性にかんがみ、商工会が行う事業を支援するための各種情報の収集・提供体制を整備するとともに、商工会と十分な連携を図るよう努めるものとする。

## 2. 全国商工会連合会又は日本商工会議所が行う都道府県商工会連合会等指導事業等

全国商工会連合会又は日本商工会議所は、商工会若しくは都道府県商工会連合会又は商工会議所が行う小規模事業者支援事業に関する指導、経営改善普及事業に関する情報の収集及び提供又は調査研究、体制の補完、全国の経営発達支援事業における先進事例の共有、基盤施設事業に係る債務保証事業等を実施するものとする。人口減少等経営を取り巻く環境が激変する中で、小規模事業者が需要を見据えた経営を行っていくためには、全国商工会連合会又は日本商工会議所の行う指導に当たっては、全国商工会連合会又は日本商工会議所は、広域的な視野の下、その有する高度・多様な支援ノウハウを活用し、経営発達支援計画の作成、経営発達支援事業の実施を積極的に指導し、支援していくものとする。また、需要の動向などの情報、ビジネス展開に関する支援ノウハウ等の情報を提供する。

## 3. 商工会指導事業及び商工会連合会等指導事業の実施に当たって留意すべき点

都道府県商工会連合会及び全国商工会連合会並びに日本商工会議所は以上の事業の実施に当たり以下の点につき留意する必要がある。

(1) 小規模事業者支援事業に関し、傘下団体に対する指導を円滑かつ効果的に実施するため、当該傘下団体組織全体の実態把握に努めるものとする。

また、周辺の複数の商工会又は商工会議所による広域にわたる経営改善普及事業に対しても十分な指導を行うものとする。

(2) 指導事業の実施に当たっては、特定の傘下団体に偏らないよう配慮するとともに、商工会指導員及び中央指導員にあつては、絶えず傘下団体の行う小規模事業者支援事業の実績、効果等の把握に努めるものとする。

## 第六 その他小規模事業者の経営の改善発達に関する重要事項

以上のほか、商工会等が小規模事業者の経営の改善発達に関する事業を実施するに当たり以下の点につき留意する必要がある。

### 1. 経営指導員等の資質の向上

経営指導員等は地区内の小規模事業者の実態の把握や指導効果の測定などを行うことにより、自らも小規模事業者支援事業の具体的な実施方法の改善、指導技術の向上に努めるとともに、商工会等にあつては、研修、人事交流等の実施により、経営指導員等の資質の向上を図るものとする。

なお、商工会等にあつては、高い資質を有する経営指導員等の確保の観点から、勤務環境の整備に努めるものとする。



## 2. 商工会等の経営基盤強化

商工会等は設立目的に商工業の改善発達を図ることが掲げられており、小規模事業者支援事業はその本来事業の一つとして自発的に行われることが望ましいことから、適正な会費負担等による、経営基盤の強化に努めるものとする。

## 3. 小規模事業者支援事業の公平性

小規模事業者支援事業は、公平に地区内の小規模事業者を対象として行われるよう配慮するものとする。

## 4. 国、地方公共団体、関係機関等との関係

小規模事業者支援事業は、直接的には都道府県の指導・監督の下に実施されるものであり、市区町村の商工行政とも密接な関係があるため、本指針にて示す事業の実施に当たっては、商工会等の機能が十分に発揮されるように、都道府県及び市区町村の理解・協力を得つつ、実施するものとする。また、国、地方公共団体の施策・制度についても積極的に情報収集し、活用するよう努める。

必要に応じ、小規模事業者支援事業の実施に際して必要とされるノウハウ等を有する関係機関からも情報収集するとともに、理解、協力が得られるよう努めるものとする。